

# 市役所からの おしらせ



information



## 採用・募集



### 市職員

▼募集職種 事務・土木・建築

▼採用人数 若干名

▼採用予定日 令和6年4月1日

▼受験資格・条件 ①下表の受験区分に該当する方②採用となつた場合、原則として市内に居住できる方③次のいずれにも該当しない方 国籍は問わないが、就業が制限されている在留資格の方/その他地方公務員法第16条(欠格条項)に該当する方

▼応募方法 総務課に備え付け、または市ホームページからダウンロードした受験申込書に必要事項を記入し、3カ月以内に撮影した写真を貼って郵送または持参するか、北海道電子自治体共同システム (<https://www.harp.lg.jp/17>)

WEBまたはQRコードから提出してください。

▼募集期間 7月10日(月)～8月10日(木) 午後5時まで

(代理提出可、郵送は当日消印有効)

▼試験日 第1次：9月17日(日)／第2次：10月21日(土)予定

▼試験内容

【大学・短大・高校】

第1次：教養試験・作文・職場適応性検査／第2次：面接・集団討論

【社会人】

第1次：社会人基礎試験・作文／第2次：面接・集団討論

▼その他 受験票は8月下旬に発送予定です。

▼応募・問合せ先 ☎074-18650 深川市2条17番17号 総務課人事文書係(☎26-222280)

▼QRコード



### ▼受験区分

区分		受験資格
事務・土木・建築	大学	学校教育法に規定する大学を卒業(令和6年3月までの卒業見込みを含む。)またはこれらに相当する学歴を有すると市長が認める方で、平成3年4月2日以降に生まれた方。
	短大	学校教育法に規定する短期大学(高等専門学校を含む。)を卒業(令和6年3月までの卒業見込みを含む。)またはこれらに相当する学歴を有すると市長が認める方で、平成5年4月2日以降に生まれた方。 なお、修学年限が2年以上の専門課程を設置する専門学校は、短大区分となります。
	高校	学校教育法に規定する高等学校を卒業(令和6年3月までの卒業見込みを含む。)またはこれらに相当する学歴を有すると市長が認める方で、平成7年4月2日以降に生まれた方。
土木・建築	社会人	昭和55年4月2日以降に生まれた方で学校教育法に規定する高等学校以上を卒業またはこれらに相当する学歴を有すると市長が認める方で、次の要件を満たす方。 ・土木 建設業法に基づく1級又は2級の土木施工管理技士資格 実務経験3年以上 ・建築 建築士法に基づく1級又は2級の建築士免許 実務経験3年以上

※大学・短大・高校区分の「土木」・「建築」を受験する方は、上記の大学・短大・高校の各受験資格に加え、「土木」・「建築」に関する科目を履修した又は履修していることが必要です。

※社会人区分は「土木」・「建築」を対象とし、初任給は、学歴や経験などによって決定されます。

### 市職員(作業療法士)

▼採用人数 1人

▼採用予定日 10月1日

▼受験資格・条件 ①作業療法士免許を有する心身ともに健康な方②次のいずれにも該当しない方 国籍は問わないが、就業が制限されている在留資格の方/その他地方公務員法第16条(欠格条項)に該当する方

▼応募方法 市立病院管理課に備え付け、または市立病院ホームページからダウンロードした受験申込書に必要事項を記入し、3カ月以内に撮影した写真を貼り、次の書類を添えて提出してください。

①作業療法士免許証の写し

▼応募期限 8月9日(水) 午後4時まで(代理提出可、郵送は当日必着)

▼試験日時 8月25日(金) 午前10時

▼試験内容 小論文、面接

▼応募・問合せ先 ☎074-10006 深川市6条6番1号 市立病院管理課職員経理係(☎22-1101)



後期高齢者医療制度の保険証が新しくなります

後期高齢者医療制度の保険証と減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)が新しくなります。7月中旬に新しい保険証および減額認定証(対象者のみ)を郵送します。現在使用中のものは8月以降使用できません。新しい保険証は黄色、減額認定証は黄緑色です。

▼有効期限 令和6年7月31日まで(1年間)

▼その他 新しい保険証および減額認定証が手元に届いたときは、現在使用中のものを破棄してください。紛失や汚れた場合には再交付します。新たに減額認定証が必要となる方は、市民課医療年金係へ申請してください。

▼問合せ 市民課医療年金係 (☎26・2133) / 北海道後期高齢者医療広域連合(☎011・290・5601)

### 市内に移住した方へ 記念品を贈呈

市内に住宅を建設または購入した移住者の方へ記念品を贈呈します。担当職員が訪問しアンケート調査・確認を行いますので、連絡してください。

◆対象者 自ら居住するための住宅を転入前または転入後2年以内に建設するか購入した方

◆記念品 商品券15,000円分(深川商工会議所商品券取扱店で利用可能)

**連絡・問合せ先**  
**移住定住サポートセンター**  
 (地域振興課内 ☎26-2627)

夏の交通安全運動

7月13日(木)から22日(土)までの10日間、全道一斉に夏の交通安全運動が行われます。本格的なレジャーシーズンを迎え、海やキャンプなど家族で外出する機会も多くなり、解放感によるスピードの出し過ぎ、脇見、気の緩みなどによる交通事故が多発する時期です。

【運動の重点】①飲酒運転の根絶②バイク・自転車の交通事故防止③スピードダウンと全席シートベルト着用④子どもと高齢者の交通事故防止

▼問合せ 総務課自治防災室自治防災係(☎26・22215) / 深川警察署(☎23・0110)

自衛官募集案内を望まない方は申請を

市では、法律に基づく依頼により、自衛隊に対し自衛官募集事務にかかる氏名・住所などを記載した名簿を提供します。名簿の提供を望まない方は申請してください。なお、募集内容については、自衛隊旭川地方協力本部(☎0166・555・0100)に確認してください。

▼対象者 次のいずれかに該当する方

北海道障害者職業能力開発校入校生募集

北海道障害者職業能力開発校の、令和5年度10月生を募集しますので、詳しくは本校または最寄りの公共職業安定所(ハローワーク)に問い合わせしてください。

▼応募科目 建築デザイン科

▼応募期間 7月24日(月)～8月22日(火)

▼選考試験日 9月5日(火)

▼応募・問合せ先 北海道障害者職業能力開発校(☎0125・522774)

年金受給者の住所変更などの手続き

年金を受給している方が、住所や年金を受け取る金融機関などを変更する場合は、次のとおり手続きが必要です。

▼通知書などの送付先を変更する場合:「年金受給権者住所変更届」を提出し、旧住所の郵便局にも郵便物転送の届け出をしてください。ただし、日本年金機構にマイナンバーが登録されている方は原則不要になります。

税・年金

▼年金を受け取る金融機関などを変更する場合:「年金受給権者受取機関変更届」に年金を受け取る金融機関の口座番号の証明、または預金通帳の写しを提出してください。

▼氏名を変更した場合:「年金受給権者氏名変更届」にマイナンバーを記載、または戸籍謄本や住民票を添付し、年金証書と一緒に提出してください。

▼年金証書をなくした場合:「年金証書再交付申請書」を提出して再交付を受けてください。

▼届け出・問合せ先 市民課医療年金係(☎26・2133) / 砂川年金事務所国民年金課(☎0125・522144)

国民年金保険料の電子決済納付手続き

国民年金保険料の電子決済が可能になりました。電子決済を希望する方は、スマートフォンやタブレット端末に対象決済アプリをダウンロードし、納付書に記載されているバーコードを読み取り、支払手続きをしてください。手続き方法など詳しくは問い合わせしてください。

▼対象決済アプリ aupA

暮らし

高齢者支援や緊急対応に役立つため世帯形態や在宅状況などを把握する高齢者現況調査を実施します。7月から9月までの間、市から委託を受けた各地域の民生委員児童委員が70歳以上の方がいる家庭を訪問しますので、調査の協力をお願いします。

▼問合せ 高齢者支援課地域包括支援係(☎26・26006)

働く婦人の家 夜間臨時休館

▼休館日時 8月12日(出)・14日(月)・15日(火)(午後5時～9時)

▼休館理由 施設内整備点検

▼問合せ 社会福祉協議会(☎26・2411)

### 収入が一定額以下の世帯への「上下水道料の軽減」「し尿くみ取り料の助成」「指定ごみ袋の支給」

❖対象 市内に住所があり、世帯の前年の総収入額が市で定める額を下回る世帯(生活保護世帯の方も対象になりますが、申請の必要はありません)。

❖助成内容

- ①上下水道料金の軽減  
月額基本料金を次のとおり減額します。(営業用で利用する場合は、軽減の対象となりません)  
・水道料金…1,826円→1,122円(704円減額)  
・下水道使用料…1,474円→979円(495円減額)
- ②し尿くみ取り料の助成  
くみ取り料金の3分の1を助成します。
- ③指定ごみ袋の支給  
市が定める数量の指定ごみ袋を支給します。

❖申請に必要なもの 印鑑  
 ※年金や恩給を受給している場合は、支払通知書など受給額が分かる書類を持参してください。  
 ※家賃を払っている場合は、賃貸契約書の写しなど金額が確認できる書類を持参してください。

❖申請方法  
 社会福祉課、または市役所各支所に申し出てください。指定ごみ袋の支給については、上下水道料などの軽減が決定した後、別途申請が必要です。

**申込・問合せ先 社会福祉課福祉庶務係(☎26-2144)**

世帯類型	世帯構成	世帯の年間収入
夫婦と子ども2人の世帯	夫 35歳 妻 30歳 子 9歳 子 4歳	2,935,096円以下
夫婦と子ども1人の世帯	夫 33歳 妻 29歳 子 4歳	2,412,449円以下
高齢者2人世帯	夫 72歳 妻 67歳	1,862,770円以下
高齢者1人世帯	世帯主 68歳	1,170,975円以下

▼対象となる例

※家賃や社会保険料などを支払っている場合は、その金額を控除して可否を決定します。  
 ※家賃の控除額は下記のとおり上限があります。

【世帯人員別の家賃控除上限額】

- ・1人世帯…25,000円
- ・2人世帯…30,000円
- ・3～5人世帯…33,000円
- ・6人世帯…35,000円
- ・7人以上世帯…39,000円

※年金や手当、恩給(税金が掛からない遺族年金・障害年金・労災年金・老齢福祉年金・寡婦年金・遺族恩給なども含まれます)も年間収入に含めて可否を決定します。

# エキノコックス症の感染を予防しましょう

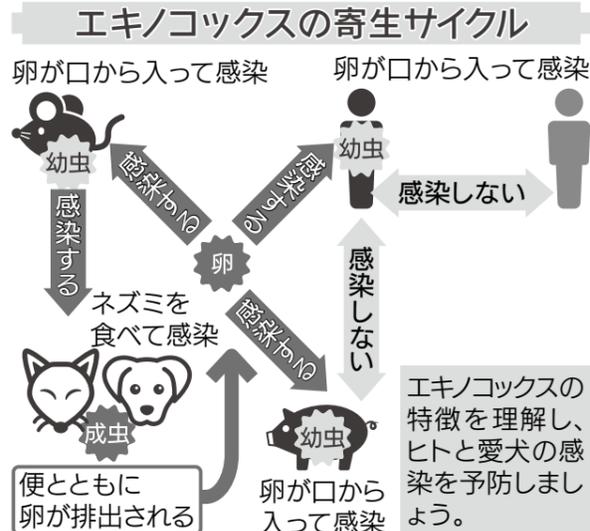
市内各地でキツネが出回っています。エキノコックス症を予防するために、正しい知識を身に付けましょう。

## 【感染予防方法】

- 外から帰ったら必ず手を洗う。
- キツネをむやみに触らない。
- 飼い犬が野ネズミを食べないよう、放し飼いにしたり野原や公園で放したりしない。また、散歩中に飼い犬に拾い食いをさせない。
- 山菜や野山の果実などは十分に加熱するか、よく水洗いしてから食べる。
- 沢水などの生水は飲まない。飲む場合は煮沸してから飲む。

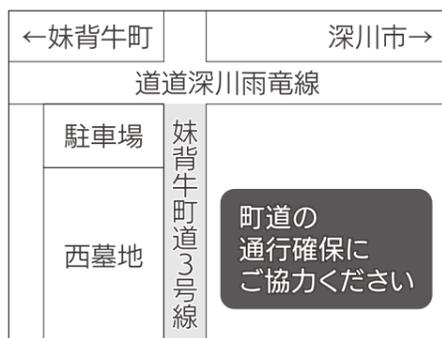
## 【キツネを寄せ付けない対策方法】

- キツネが家に近寄らないよう、生ごみなどは適正に処理し、敷地内に犬よけの薬剤を散布するなど、継続して追い払う。
- キツネを餌付けしたり、餌になるものを放置しない。



エキノコックスの特徴を理解し、ヒトと愛犬の感染を予防しましょう。

問合先 環境課環境係(☎26-2444) 空知総合振興局保健環境部深川地域保健室(☎22-1421)



**西墓地周辺道路の通行確保に協力を**  
 例年、お盆の墓参りで西墓地に来た方が、妹背牛町道3号線(左図のとおり)に駐車するため、近くの住民が通行できなくなっています。墓参りの際は、道道側の専用駐車場を利用するか、やむを得ず町道に駐車する場合は、片側(深川市側)に寄せて駐車するなど、町道の通行に支障がないよう協力してください。  
 ▼問合先 環境課環境係(☎26・2444)

## マリノレジャーを安全に楽しむために

海に出かける際は、気象情報や安全情報を事前に収集し、事故なく楽しむために次のポイントに注意しましょう。  
 また、緊急時には118番(海上保安庁緊急通報用)に通報してください。

### 【海水浴】

監視員がいる開設された海水浴場を利用しましょう。離岸流(岸から離れる強い流れ)に流されたときは、慌てず岸と平行に泳ぎ、流れから抜け出しましょう。

### 【釣り、プレジャーボート、水上オートバイなど】

ライフジャケットを着用し、連絡体制の確保を徹底しましょう。釣りは、突起物や岩場など周囲の状況を確認し、滑らない靴を履くなど、海中に転落しないよう注意しましょう。プレジャーボートや水上オートバイなどは、故障を防ぐため、船体や機関、燃料などの発航前点検を行うほか、海中は常に周囲の安全を確認しましょう。

▼問合先 留萌海上保安部 交通課(☎0164・42・0414)

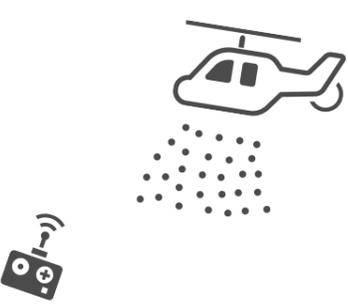
## ラジコンヘリによる水稲の病害虫防除を実施

J Aきたそらちでは、ラジコン操作によるヘリコプターでの水稲の病害虫防除を実施します。

▼実施期間(予定) 1回目：7月下旬/2回目：8月上旬 ※水稲の生育状況や天候などにより変更する場合があります。  
 ▼散布時間 午前5時ごろ～午後6時ごろ  
 ▼作業地域 市内水稲作付地全域

▼その他 主要道路周辺や住宅が隣接している水田周辺は、飛散防止などに細心の注意を払います。薬剤は低毒性のものを使用します。

▼問合先 農政課農産係(☎26・2255) / J Aきたそらち米穀課(☎26・0132)



## 子育て世帯生活支援 特別給付金を支給

物価高騰の影響を受けている子育て世帯を支援するため、給付金を支給します。  
 ▼支給対象 次のいずれかに該当する方①令和5年3月31日時点で18歳未満の児童(障がい児の場合は20歳未満)を養育する方で、令和5年1月1日以降の収入が急変し住民税非課税相当の収入になった方 ※令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。  
 ▼支給額 児童1人につき5万円  
 ▼支給の流れ 市から送付している申請書に必要事項を記入し、提出してください。  
 ▼申請期限 令和6年2月29日(木)まで  
 ▼申請・問合先 健康・子ども課子ども家庭係(☎26・2337)

# 「子育てサポートふかがわ」の会員に登録を

「子育てサポートふかがわ」では、育児の援助を受けたい方と、行いたい方が会員登録をして、援助の必要な会員が、子育て支援センター内のアドバイザーを通じて援助を申し込み、援助終了後に報酬を支払うという育児の相互援助活動を実施しています。子育て援助を「したい方」「してほしい方」は、登録してください。特に、援助を行う方が不足しています。子どもの好きな方や育児経験のある方は、援助会員になって地域の中で活動してみませんか。子育てが一段落した方やちょっとした時間で援助活動ができる方など、ぜひ登録をお願いします。

## 援助の内容

- ① 保育所や幼稚園の開始時間まで、または終了後、子どもを預かります。
- ② 保育所や幼稚園に子どもを送迎します。
- ③ 学童保育の保育時間終了後、子どもを預かります。
- ④ 子どもの軽度の病気など、臨時的または突発的な事由により必要がある場合に子どもを預かります。
- ⑤ その他、会員の育児のために必要な援助を行います。

## 会員の種別

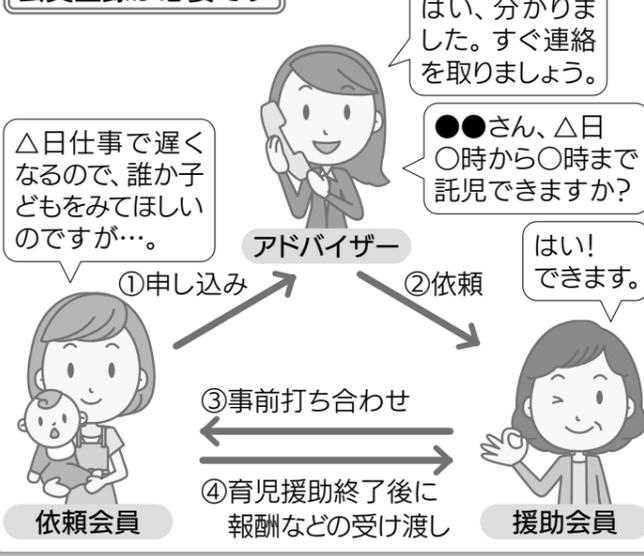
- ① 依頼会員(育児の援助を受けたい方)
- ② 援助会員(育児の援助を行いたい方)
- ③ 両方会員(①と②の両方に登録したい方)
  - 資格の有無は問いません。
  - 育児の援助活動中の事故などに備え、補償保険に加入します。
  - 援助は原則として援助会員の自宅で行います。
  - 入会に伴う会費は必要ありませんが、会員登録発行実費100円が必要です。

## 報酬

月～金曜日 午前7時～午後8時  
 …1時間につき500円  
 ※上記以外の曜日・時間帯は、割り増しになります。

申込・問合先 子育て支援センター(☎23-3455)

## 会員登録が必要です



## 【事前説明会】

日時	場所
平日 8:45～17:15(うち1時間程度)	子育て支援センター

※入会希望者は事前説明会に参加する必要があります。

## 【会員講習会】

日程	内容	場所	受講対象者
平日(日程調整します)	講義①小児看護の基礎知識	子育て支援センター	援助・両方会員希望者
	講義②心の発達とその問題点		
	講義③活動時における安全対策について		
	講義④保育の心 ※各1時間30分程度		
実習1 9:00～10:30	新中央保育園	子育て支援センター	依頼・援助・両方会員希望者
実習2 15:00～16:30 (乳児・幼児クラス)			
9月6日(水)	子育て講座 18:30～20:00	子育て支援センター	依頼・援助・両方会員希望者

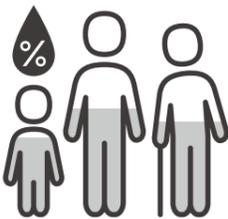
- ◆申込期限 随時受付中
- ◆その他 説明会・講習会中の託児を希望する方は、申込時に申し出てください。

## 熱中症に注意しよう！ ～こまめな水分補給を～

私たちにとって「水」は欠くことのできない存在ですが、体内の水分量が不足すると、熱中症や脳梗塞、心筋梗塞などのさまざまな健康障害を引き起こす要因になります。

人間の体の約60%は水分であり、例えば体重が60キログラムの成人であれば体内に約36キログラムの水分を含んでいることになり、その水分量を不足させないためには、1日に2.5リットルの水が必要になります。のどの渇きを感じてから水を飲むのではなく、渇きを感じる前に摂取することが重要で、特にスポーツなどで体を動かした時や入浴・就寝中などはたくさん汗をかき水分が不足しがちです。また、アルコールには利尿作用があり飲酒時は通常より尿の量が増え、特にビールは利尿作用が強く、1リットルのビールを飲むことで、1.1リットルの水を失うと言われていて、水分の摂取量は多くの方が不足気味であり、平均的にはコップの水を今よりもあと2杯多く飲めば1日に必要な水の量をおおむね確保することができます。

日本の夏は近年気温が上昇し35℃以上の猛暑日が増えており、今夏についても全国的に平年より高くなると予測されています。普段からのこまめな水分補給に加え、これからの時期は、特に熱中症への注意が必要です。



### 熱中症について

熱中症とは高温多湿な環境に長時間いることで、私たちの体が適応できずに生じるさまざまな症状の総称です。具体的な症状としては、めまいや立ちくらみ、筋肉痛や筋肉のこむら返り、生あくびや大量の発汗などがあります。また、病状が進み重度になると、体のだるさや吐き気、虚脱感や倦怠感、集中力や判断力の低下のほか、呼びかけに反応しないなどの意識障害が起こることもあります。

#### 熱中症かなと思ったら(主な応急処置)

- 1.涼しい場所へ移動する**  
扇風機やエアコンが効いた室内、風通しの良い日陰など涼しい場所で安静にする。
- 2.体を冷やして体温を下げる**  
衣服をゆるめ氷などで体を冷やす(特に首やわき、足の付け根など)。
- 3.塩分や水分を補給する**  
経口補水液、スポーツドリンク、食塩水などが有効です。 ※嘔吐の症状が出ている場合や、意識がない場合は、無理やり水分を飲ませることはやめましょう。

#### 基本の対策

- 熱中症を防ぐためには、それぞれの場所に応じた対策を取ることが重要です！
- 1.扇風機やエアコンで室内の温度をこまめに調節する
  - 2.遮光カーテンやすだれ、打ち水を利用する
  - 3.外出時には日傘や帽子を着用する
  - 4.天気の良い日は日陰を利用し、こまめに休憩をとる
  - 5.保冷材や氷、冷たいタオルなどで体を冷やす
  - 6.こまめに水分の補給をする



体温の調整機能が十分ではない子どもや高齢の方、障がいがある方など、自ら症状を訴えられない場合があります。周囲の状況にも気を配り、緊急時にはためらわずに救急車を呼ぶなど、病院に搬送しましょう。



QRコード

※詳しくは厚生労働省ホームページ「熱中症関連情報」を参照してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryuu/kenkou/nettyuu/

問合せ 健康・子ども課健康推進係(☎26-2609)

### 道路ふれあい月間

8月は「道路ふれあい月間」です。また、8月10日は「道の日」です。安全で快適な道路環境を保つため、次のことを心掛けましょう。①道路に空き缶やたばこの吸い殻を捨てない②荷崩れによる積み荷の落下に注意する③ガードレール・標識・道路照明灯などの交通安全施設を大切に④道路に自転車やバイクを乱雑に止めない⑤車庫などへの出入りのために板材・コンクリート・鉄板などを道路に置かない⑥道路管理者の許可なく道路敷地内に農機具・資材などを置かない ※道路敷地内で工事または占用をする場合は、道路管理者の許可が必要です。

▼問合せ 都市建設課維持管理係(☎26・2603)

### 早寝早起き朝ごはん運動 啓発強化期間

7月から8月までと12月から1月までは、子どもたちの生活リズムの向上を目的とした早寝早起き朝ごはん運動の啓発強化期間です。子どもたちが健やかに成長していくためには、適切な運動やバラ

スの取れた食事、十分な睡眠が大切です。長期休暇中は生活リズムが乱れやすいため、家庭や地域において、早寝早起き朝ごはん運動に積極的に取り組みましょう。

▼問合せ 北海道教育庁生涯学習推進局社会教育課(☎011・204・5994)

### 相続登記の義務化

不動産登記法の改正により、令和6年4月1日から相続登記が義務化されます。これにより、不動産を所有する方が亡くなった場合、相続人は所有権の取得を知った日(遺産分割協議の場合は、話し合いがまとまった日)から3年以内に相続登記の申請が必要になります。なお、現在発生している相続も対象となり、令和6年4月1日から3年以内に相続登記の申請が必要になりますので、詳しくは法務省のホームページ(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\_00343.html)を確認するか、問い合わせしてください。

▼問合せ 旭川地方方法務局登記部門(☎0166・38・1146)

### 教育・仕事

#### スポーツ指導者 資格取得助成金の活用を

スポーツ活動に必要な指導者資格などの取得にかかる経費の一部を助成します。

- ▼助成対象 次の全てに該当する方①市内に住み、令和5年度に対象資格を取得(合格)した方②市内スポーツ団体に所属し、所属団体から推薦を受けた方③市スポーツ推進委員として活動し、市のスポーツ関連事業などに協力できる方
- ▼助成金額 受講経費および資格取得に係る経費の2分の1以内(1000円未満は切り捨て、上限2万5000円)
- ▼申請方法 生涯学習スポーツ課に備え付け、またはホームページからダウンロードした交付申請書に必要事項を記入し、申請してください。
- ▼その他 助成の対象となる資格、助成回数など詳しくは問い合わせください。
- ▼申請期限 令和6年3月29日(金)(先着順、予算がなくなりしだい終了)
- ▼申請・問合せ 生涯学習入スポーツ課文化・スポーツ係(☎26・2343)

#### 米トレーサビリティ法を

「ご存じですか」

米トレーサビリティ法は、食糧品事故などの問題が発生した場合などに、流通ルートを通り、流通ルートを速やかに特定するため、米や米加工品の取引記録などを作成・保存することを事業者が義務付けています。また、消費者が商品を選択する際の参考として、産地情報の伝達を事業者が義務付けています。この法律を知ること、安全・安心なお米を未来へつなげていきます。詳しくは農林水産省のホームページ(https://www.natf.go.jp/syoun/an/keikaku/beikoku/)を確認するか、問い合わせください。

▼問合せ 北海道農政事務所消費・安全部米穀流通・食品表示監視課(☎011・330・8814)

#### 危険物取扱者試験

- ▼試験日 9月10日(日)
- ▼種類・試験地 甲種：札幌市/乙種(第1～6類)・丙種：札幌市ほか
- ▼試験手数料 甲種：6600円/乙種：4600円/丙種：3700円

#### 自衛官候補生を募集

- ▼資格 日本国籍を有し、採用予定月の1日現在で18歳以上33歳未満の方
- ▼第1次試験日 8月27日(日)・28日(月) ※いずれか1日
- ▼試験会場 陸上自衛隊旭川駐屯地(旭川市春光町)
- ▼応募期限 8月22日(火)まで
- ▼応募・問合せ 自衛隊旭川地方協力本部旭川地区隊(☎0166・55・0100)